



成年年齢
20歳 ▶ **18歳** **今までと**



なにが変わる？

18歳になってできること、できないこと。

民法改正に伴い、成年年齢が2022年4月より、20歳から18歳に引き下げられます。成年の定義の見直しによって、これまでと変わること、変わらないことを今一度確認し、大人として責任ある行動ができるように心構えをしておきましょう。

できること

18歳(成年)になったらできること



- 親の同意がなくても契約ができる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- 10年有効のパスポートの取得
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得
- 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳になど

※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能

できないこと

20歳にならないとできないこと



- 飲酒をする
- 喫煙をする
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を購入する
- 大型・中型自動車運転免許の取得
- 養子を迎える

成年年齢引き下げについてや契約について詳しくは、下記サイトをご覧ください



成年年齢引き下げについて
(政府広報オンライン)



成年年齢引き下げ
特設ウェブサイト
(法務省)



「18歳から大人」
特設ページ
(消費者庁)